

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会からの照会事項への回答

子ども・福祉部

【照会事項】

新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した医療機関の医療従事者の子どもが、通っている保育所に行こうとしたところ、保育所側から「申し訳ないが、来ないでほしい」と言われたというケースにおいて県に相談があった場合、県としてどのような対応をすることが考えられるか。また、同様の事例が実際にあったかどうかも含めて、回答をお願いしたい。

【回答】

現時点で上記のような事例での子ども・福祉部への相談等はありませんが、保護者等から相談等があった場合には、保育の実施主体である市町を通じて事実確認を行ったうえで、保育所の社会的役割等について市町より保育所へ丁寧に説明いただき、保育の必要な子どもの預かりをお願いしていただくとともに、こうした対応について相談者へ回答を行います。

あわせて、市町に対しては、新型コロナウイルス感染症に関して人権侵害につながるような扱いのないよう、各保育所への注意喚起をお願いします。

また、こうした対応事例を共有することも重要であることから、人権施策の推進体制である人権監等会議などで関係部局への共有を行います。